

# かいてき 便り

平成 20 年 9 月 1 日発行

第50号

## 最近の動向

「介護サービス事業に係る事務負担の軽減・簡素化について」  
「介護保険サービス事業者の指定取消処分について」

## お知らせ

「施設ケアプラン研修を実施します」  
「特定事業所集中減算の届出について」  
「指定更新通知書及び指定更新申請書を発送しました」

## 介護サービス事業に係る事務負担の軽減・簡素化について

最近の動向

介護サービス事業の効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図る観点から、適切な介護サービスの提供を確保することを前提として、事務手続きや書類について削減・簡素化するため「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部を改正し、平成20年8月1日から適用する旨、通知されました。

詳細については、東京都福祉保健局hpに掲載しています。

東京都介護サービス情報 > 介護保険についてのお知らせ > 介護保険最新情報 > Vol.40

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4595

## 介護保険サービス事業者の指定取消処分について

最近の動向

都は、平成20年7月28日に、次の2事業所について、平成20年8月26日の満了をもって指定を取消することを決定しました。

「医療法人社団おざき整形外科クリニック」が運営する通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの指定事業所「医療法人社団おざき整形外科クリニック」（渋谷区所在）

### < 処分理由 >

- (1) 虚偽の指定申請：指定申請時において、理学療法士の員数について、実際には従事する予定のない者を従業者として虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。
- (2) 人員基準違反：指定申請時から監査実施日まで、理学療法士がほとんどの期間不在であり、その員数を満たすことができなくなっていた。
- (3) 監査における虚偽の報告：理学療法士について、偽造した「採用・勤務（予定）報告書」、「出勤簿」、「給与明細」、「モニタリング用紙」、「ケースカンファレンス記録」の提示があった。

「株式会社ホワイトケアコミュニティ」が運営する訪問看護の指定事業所「あおぞら訪問看護ステーション」（荒川区所在）

### < 処分理由 >

- (1) 虚偽の指定申請：指定申請時において、看護師等の員数について、実際には人員配置基準 2.5(人)を満たしていないにもかかわらず、人員配置基準を満たすものであるとの虚偽の申請を行い、不正に指定を受けた。
- (2) 監査における虚偽の報告：監査時において、指定当初非常勤であった看護師について偽造した常勤契約の「雇入通知書」の提示、他の医療機関と兼務の看護師は、訪問看護を行っていないにもかかわらず、訪問を行った内容を偽造した訪問看護記録書の提示、両看護師について偽造したタイムカードの提示があった。

詳細は、東京都福祉保健局hpに掲載されています。

東京都介護サービス情報 > 事業者に関する情報

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【問い合わせ先】指導監査部指導第三課 TEL 03 - 5320 - 4284

## 施設ケアプラン研修を実施します

お知らせ

東京都では、介護支援専門員の活動を支援するため、施設ケアプラン研修「徹底して学ぶ！介護保険施設のケアプラン作成」を開催いたします。

日 時：平成20年9月27日(土)10時から16時まで

講 師：森 繁樹（社会福祉法人旭川荘 結びの杜ホーム所長）

会 場：国立大学法人 電気通信大学 B棟202号教室（京王線調布駅 徒歩5分）

対 象 者：東京都内の介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の  
計画担当介護支援専門員

申 込 先：東京都介護支援専門員研究協議会へFAXで(03-3556-1543) **9月17日申込締切**

(申込用紙は「東京都介護支援専門員研究協議会」hp>最新情報 からダウンロードできます。)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-11-4 7セントラルビル 201

【研修に関する問い合わせ先】 03-3556-1541

【問い合わせ先】 介護保険課ケアマネジメント支援担当 03-5320-4279

## 特定事業所集中減算の届出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業所においては、特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存する必要があります。このチェックシートは、平成20年3月1日から平成20年8月末日までの居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最も高い法人の名称等について記載するものです。

いずれかのサービスについて、紹介率最高法人が計画数に占める割合として90%を超えた場合は、チェックシートを東京都に郵送してください(受付期間9月1日から9月16日必着)。3つのサービスがいずれも90%以下の場合は提出する必要はありません。

なお、「正当な理由」の判断基準における「判定期間中に新規指定を受けた居宅介護支援事業所」とは、平成20年4月1日以降に新規指定を受けた事業所のことを指しますので、ご留意ください。

<郵送先> 163-8001 新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(18福保高介第537号)

「東京都介護サービス情報」>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等>特定事業所集中減算

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## 指定更新通知書及び指定更新申請書を発送しました

お知らせ

### 指定更新通知書

平成12年、平成13年、平成14年9月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新通知書を8月下旬に事業所宛に発送しました。

なお、更新申請書を提出した事業所で、更新申請の取下げを希望する場合は、廃止届の提出及び更新の取下げ手続きが必要です。詳しくは下記にお問い合わせください。

### 指定更新申請書

平成13年、平成14年、平成15年3月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を8月下旬に発送しました。提出期限は、**平成20年9月30日**です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年8月14日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報>事業者指定更新

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/koshin/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html))

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp